

事業主各位	令和3年度「月額変更届」および 「算定基礎届」の提出について (依頼)	日電健(適)発第03-03号
		令和3年6月9日
		日本電気健康保険組合 事務長 竹内 政志

平素は健康保険組合業務にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度の被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」）および被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」）について、下記要領でご提出をお願いいたします。

## 記

### 1. 「月額変更届」および「算定基礎届」の提出

「月額変更届」および「算定基礎届」は指定フォーマットでデータ送信にて提出してください。この際、別途届出の種類及び件数等を記載した「被保険者月額算定基礎届総括表」を併せて提出してください。（総括表は事業主名を記入の上、押印したものを提出してください）  
なお、「年間報酬平均での算定」に関する提出書類は当健康保険組合ホームページ内「事業所担当者コーナー」の「申請書書式」より入手してください。

- ・ 被保険者報酬月額算定基礎届（備考欄に「年間平均」と記入してください）
- ・ 年間報酬の算定同意書等
- ・ 年間報酬の平均算定申立書

※以下 URL の「事業所担当者コーナー」へのログインが必要となります。

[https://www.neckenpo.or.jp/member/communication/syoshiki\\_kenkou.php](https://www.neckenpo.or.jp/member/communication/syoshiki_kenkou.php)

### 2. データ送信

- (1) 「算定基礎データ」の当組合受信は7月1日（木）から受け付けます。
- (2) 7月改定月の「月額変更データ」および「算定基礎データ」は7月7日（水）までに送信してください。なお算定基礎データは7月改定月の月額変更データを除いて送信してください。
- (3) 8月改定月の「月額変更データ」は8月5日（木）までに送信してください。

※「算定基礎届」および「月額変更届」をデータ送信で提供ができない事業主は、届出用紙にて提出してください。その場合はデータ送信期限の2日前に当組合必着で提出してください。

### 3. 「総括表」の提出期限

データ送信後3日以内に5項の提出先に送付してください。

### 4. その他連絡事項

平成30年10月改定（平成30年7月以降に固定的賃金の変動があるもの）以降の随時改定について、定時決定と同様に年間平均額による保険者算定を届け出ることができるようになりました。提出書類など詳細は別途ご案内いたしますが、以下(1)～(4)全ての要件を満たした場合に限り改定となります。

- (1) 現在の標準報酬月額と、通常の時給改定による標準報酬月額に2等級以上の差があること
- (2) 通常の時給改定による標準報酬月額と、年間平均額による標準報酬月額(※1)との間に2等級以上の差があること
- (3) (2)のように差が生じることが業務の性質上、例年発生することが見込まれること
- (4) 現在の標準報酬月額と、年間平均額による標準報酬月額との間に1等級以上の差があること(※2)

※1 年間平均額による標準報酬月額とは

以下の①と②の合算した額より算定した標準報酬月額のことを指す。

- ① 固定的賃金の変動のあった月以降、3カ月間に受けた固定的賃金の平均額
- ② 固定的賃金の変動月前9カ月と以後3カ月(12カ月に受けた)非固定的賃金の平均額

※2 (4)のみ該当しない場合、時給改定は不該当ですので現在の等級のままとなります。

#### 5. 算定届様式等および総括表の提出先・問合せ先

提出先 : 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29-11

日本電気健康保険組合 適用グループ 貴社担当宛 (文書メール: 185-250)

問合せ先: (1) 帳票関係 適用グループ [担当者名] まで

(内) 8-185-230 (外) 03-3461-9373

(2) データ関係 開発グループ 丸田、齋藤まで

(内) 8-185-220 (外) 03-3461-9372

以 上